



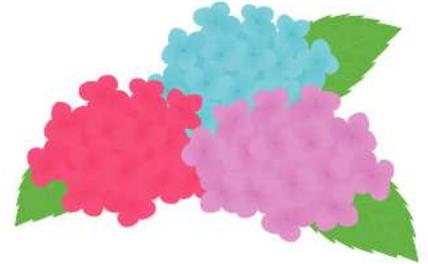
上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所



第308号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

古古古米

5月15日、九州南部が梅雨入りしたと、全国で最も早く地方気象台から発表がありました。統計を取り始めた1951年以降初めての早さと言われます。梅雨入りとタイミングを合わせるように、桜島の南岳山頂火口で噴火した大噴煙が終日にわたり3,000mに達しました。大量の降灰による影響で霧島市にある鹿児島空港では欠航が相次いで、ビジネス客らは突発の足止めに途方に暮れていました。

『退職代行業』という事業が5月の連休が終わり繁盛しているという報道番組がありました。仕事に戻る気をなくした社員に代わって、退職の意思を会社に伝えて必要な手続きを代行するサービスが、新入社員を中心に急増しているとのこと。今年は昭和元年から数えて“昭和百年”となります。就職氷河期などの厳しい時代を生きた昭和生まれの時代遅れの感性の経営者では、ある日突然の退職代行業者からの電話に驚かされる羽目になりそうです。

コメの価格高騰が収まらずに、前年比較で約2倍の水準にあります。そんな中「米は買ったことがない」「売るほどある」と江藤拓農林水産大臣は発言して、コメ価格高騰が続く中で配慮を欠いたと批判されて大臣を更迭されてしまいました。新しい小泉進次郎大臣は、備蓄米は随意契約で放出して5キロ2,000円でスーパー店頭と並ぶようにすると宣言しました。早速矢つぎ早の政策を打ち出して、22年度産古古米や21年度産“古古古米”までの放出の覚悟で2,000円必達に邁進していて成果が待たれています。

今夏の参議選の焦点になった消費税を巡る与野党の議論が白熱化していて、有権者をどう引き付けるのか駆け引きが行われています。野党は軒並み減税を掲げ、公明党や自民党の一部も減税を訴える声が上がっています。期限付きで食料品の税率をゼロにするとか、時限的に税率を一律5%にする減税率などの野党案が出されてきました。消費税は社会保障を支える基幹税で、減税に併せての財源など納得できる説明が求められていて、世論受けを狙った消費税減税を唱えるのは無責任ではともいわれています。自民党は消費税減税の見送りで調整に入ったことで、参議院選挙を前にして、石破茂首相のイライラは続きます。

先日死去したローマ教皇フランシスコの後継を決める選

目次

ごあいさつ“古古古米”	…1P
税務カレンダー	…2P
2025年6月・7月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A!	
“戸籍にフリガナが記載されます”	…4・5P
お客様情報「憩処 一期一愛」	…6P
「大阪・関西万博における国税庁の取組について」	…6P
お客様情報「定期巡回サービスつむぎ」	…7P
職員コラム 今月の担当: 奥山 叶子	…7P
随想 “『びわの実』上川路 美恵野”	…8P

挙（コンクラーベ）が、バチカンのシステリーナ礼拝堂で行われました。トランプ米大統領は教皇に扮した画像を投稿して「私になりたいね」と冗談を述べていました。カトリックの最高指導者として尊敬を集める教皇を冒瀆したとして、世界中から批判が殺到しました。米国出身初のローマ教皇が選出されたこと、バチカンの礼拝堂の煙突からの白い煙が上がりました。新教皇に選ばれたブレボスト枢機卿レオ14世は、世界へのメッセージを発信して平和への祈りを語られました。

トランプ氏は5月6日カナダのカーニー首相と会談して「カナダは米国の51番目の州になるべきだ。カナダ国民にとって大規模な減税や軍事力の提供といった多大の利益になる」と、改めて持論を展開しました。グリーンランドの買収を提案してデンマークに「売り物ではない」と拒絶されたばかりでした。トランプ氏とカーニー氏は買収について厳しい反論の応酬になってしまいました。

日々の生活の話題の中心に定着したのは、大リーガーの選手達の活躍です。礎を築いたのは、30年前渡米して米球界の夢舞台に挑戦した野茂英雄氏です。身体を大きくひねる“トルネード投法”で一年目から13勝を挙げる大活躍で新人王に輝きました。野茂氏の後を追ったイチロー、松井秀喜、大谷翔平などの名選手が輩出してお茶の間を賑わせてくれています。（令和7年6月吉日）

2025年6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5

〈4月決算会社申告書提出〉

6月30日まで

- ・4月決算法人の確定申告
- ・10月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告
7月決算法人 第3四半期分
10月決算法人 第2四半期分
1月決算法人 第1四半期分
- ・消費税の年税額が4,800万円超の3、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

6月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付

6月16日まで

- ・所得税の予定納税額の通知

6・8・10・1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において都道府県・市町村条例で定める日
・個人の道府県民税及び市町村民税の第1期分の納付

2025年7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	8/1	8/2

〈5月決算会社申告書提出〉

7月31日まで

- ・5月決算法人の確定申告
- ・11月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告
8月決算法人 第3四半期分
11月決算法人 第2四半期分
2月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・所得税の予定納税額の納付(第1期分)

7月10日まで

- ・源泉所得税の納付(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)
- ・住民税の特別徴収税額の納付

7月15日まで

- ・所得税の予定納税額の減額申請

7月中において市町村の条例で定める日

- ・固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付



個人住民税の特別徴収の新年度スタート

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額に切り替わります。各市区町村から送られてくる通知書に基づき、給与台帳や計算表への転記や給与ソフト等のデータ変更間違いがないか確認しましょう。

また、給与の支払を受けるものが常時10人未満の場合は、各市区町村へ申請をすることで、特別徴収住民税を年2回にまとめて納付できる特例を受けることができます。納期期日は今年度は6月10日と12月10日の2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

労働保険の年度更新

令和7年度労働保険の年度更新期間が6月2日(月)～7月10日(木)になっています。手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課すことがありますので**期間内に申告・納付**をするようにしましょう。

社会保険算定基礎届の提出

令和7年度の社会保険算定基礎届の提出期限は7月10日(木)になっています。6月中旬より順次様式等が届きますので、記入後速やかに提出してください。

障がい者、高年齢者雇用状況の確認

障がい者及び高年齢者の雇用状況報告書の提出期限は毎年7月15日までとなっています。早めに人数を確認しておきましょう。

賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し、納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)に賞与支払届を届け出ることになっています。

2025年7月の経理・税務チェックリスト

所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されます。

労働者死傷病(軽度)報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月～6月分の報告を行いますが、休業が4日以上になった場合は、その都度遅滞なく報告しなければいけません。

健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員(提出すべき被保険者全員)の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は7月10日(木)までです。

補助金・助成金の情報確認

国や自治体の補助金・助成金制度は、毎年度の予算成立を受けてから7月頃までに各制度の骨組みが固まります。補助金・助成金は、それぞれ募集期間や受給要件などが異なります。自社に必要な補助金・助成金についての情報は早めに収集し、申請のスケジュールを立てておくようにしましょう。

会計・税務のQ & A !



テーマ 『 戸籍にフリガナが記載されます 』

2025年5月26日に改正戸籍法が施行されました。これまで、戸籍の氏名にはフリガナが登録されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名のフリガナが追加されることになりました。それに伴い、記載予定のフリガナを通知するハガキが自治体から順次、すべての国民に送られますので、流れや注意点など把握しておきましょう。

法務省HP参照

【フリガナが記載されるまで】

(1) 本籍地の市区町村長からの通知を確認！！

戸籍に記載する予定の **フリガナの通知** が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍 ○○県○○市○○12345番

【氏名の振り仮名】

氏名	法務
振り仮名	ホウム
氏名の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
名の振り仮名の届出が可能な方	①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)	

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！

※この通知は、改正法の施行日(令和7年5月26日)から遅滞なく送付される事になっていますので、送付されましたら必ず内容をご確認ください。

(2) 改正法の施行日(令和7年5月26日)後1年以内に限り、氏名のフリガナの届出をすることができます。この届出が受理されれば、届け出た氏名のフリガナが戸籍に記載されることとなります。

- ・ (1)の通知のフリガナが誤っている場合は必ず届出をしてください。
- ・ (1)の通知のフリガナが正しい場合、届出をしなくても、1年後の令和8年5月26日以降に、通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されますが、早期の戸籍への記載を希望される方は、フリガナの届出をすることができます。

詐欺にご注意!!

「届出には手数料がかかる」「届出しないと罰金」等として、金銭を要求するものは全て詐欺です。

また、法務省から外部サイトに誘導するメールを皆様へ送信することはありませんので、そのようなメールを受信した際に、メールに記載されているURLにアクセスすることは絶対に避けてください。

フリガナの届出に、お一人あたり○万円振り込んでください

フリガナの届出をしないと、罰金を払わないといけませんよ!!

え?そんなの? ⚠️ ⚠️ ⚠️ ⚠️

法務省HPより

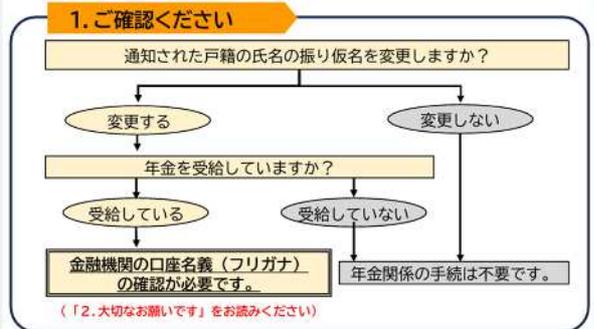
[Q] 制度開始に当たって気をつけることはありますか。

[A] 他の行政手続(年金やパスポート)等において既に使用している氏名のフリガナを確認しておきましょう。
戸籍上の氏名のフリガナと食い違うことがあると、他で使用しているフリガナの変更手続が必要となるなど、不都合が生じる可能性があります。



年金受給者のみなさまへ

- 戸籍の振り仮名を変更する場合、年金の受取金融機関の口座名義の変更が必要となる場合があります。以下の内容をご確認ください。



[Q] 戸籍の届出の際に氏名の読み方を記載したと記憶していますが、新たにフリガナの届出は必要ですか。

[A] 本制度の開始前までは、各市区町村において保有していたのは、出生届等に記載された氏名の「よみかた」であり、これは住民基本台帳事務の処理の便宜のために使用されていました。
本制度の開始後、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナに関する通知が送付されますので、内容を確認いただき、通知されたフリガナが誤っている場合は必ず正しいフリガナの届出をしてください。
なお、通知されたフリガナが正しい場合には、届出をしなくても、制度開始から1年経過後に、当該通知のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

[Q] 通知に記載されたフリガナと異なるフリガナで届出をする場合には何が必要ですか。

[A] 必要事項を記入した届書が必要です。この際、氏名のフリガナについて、氏名の読み方として一般に認められているものでない読み方を用いている場合は、「読み方が通用していることを証する書面」として、当該読み方が使われていることを示す資料(パスポート、預貯金通帳、健康保険証、資格確認書等)を併せてご提出いただくことになります。
なお、届出に手数料は一切かかりません。

[Q] 届出することができないフリガナはありますか。

[A] 氏名のフリガナについては、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」との規律が設けられました。例えば、
(1)漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方(例:太郎をジョージ)
(2)漢字に対応するものに加え、これと明らかに異なる別の単語を付加し、漢字との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方を含む読み方(例:健をケンイチロウ、ケンサマ)
(3)漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方であったり(例:高をヒクシ)、漢字の持つ意味や読み方からすると、別人と誤解されたり読み違い(書き違い)と誤解されたりする読み方(例:太郎をシロウ)など、社会を混乱させるものや、差別的・卑わい・反社会的な読み方など、社会通念上相当とはいえないものは認められないものと考えられます。

詳細は法務省ホームページにてご確認ください!



各事業所でも、顧客名簿等の変更が必要になる等、業務への影響がないかを確認し、その対応を検討しておきましょう。

憩処 一期一愛

OPEN

天文館公園の目の前に憩処 一期一愛(カフェ いちごいちえ)がオープンしました。リラックスした雰囲気の中で、美味しいお料理やドリンクを心ゆくまでお楽しみいただけます。Instagramもぜひチェックしてみてください!!



こだわりのロフト席



海賊船をモチーフにした木材の温かみを感じられる上質な空間。2階にはキッズルームや授乳室も完備しています!!



キッズメニュー



個室も完備!



屋上テラス席のBBQコースもあります



Tukuregashi



カフェ いちごいちえ
憩処 一期一愛

住所：鹿児島市松原町1-2
電話番号：099-201-8480
営業時間：カフェタイム 11時～21時
 パーティタイム 21時～3時
 水曜日のみ 11時～14時(L.O.13時半)
定休日：第1日曜日
賞切等も対応しております。お気軽にお問い合わせください!



大阪・関西万博における国税庁の取組について

国税庁・国税局では、2025年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」)において、日本産酒類に関する情報発信を行います。

日本産酒類及び「伝統的酒造り」の情報発信	関西産酒類及び「伝統的酒造り」の情報発信
<p>開催日時: 6/8～6/15 10:00～20:00 開催場所: EXPOメッセ「WASSE」 農林水産省・文化庁と協力して、「食と暮らしの未来ウィーク」期間中に、テーマウィークプログラムの一環として展示企画「RELAY THE FOOD～未来につなぐ食と風土～」を行い、その中で「日本産酒類」ブースを出展</p>	<p>開催日時: 6/15～6/28 10:00～20:40 開催場所: 大阪ヘルスケアパビリオン1階 ①セミナー・試飲会 ②「伝統的酒造り」PRイベント ③「伝統的酒造り」に係るPRブースの常設</p>
<p>「東北の酒」及び「伝統的酒造り」の情報発信</p> <p>開催期間: 6/13～6/15 開催場所: EXPOアリーナ「Matsuri」 ①「東北の酒」とこうじ甘酒の試飲提供 ②「伝統的酒造り」に関するパネル展示プラス『もやしもん+』ほか ③酒造りに関するワークショップ</p>	<p>開催日時: 8/13～8/17 10:00～17:00 開催場所: 関西パビリオン(多目的エリア) ①関西産酒類の試飲 ②「伝統的酒造り」に係るPRブースの常設</p>



祝「伝統的酒造り」
ユネスコ無形文化遺産
登録!(令和6年12月)

大阪・関西万博へ行かれた際は、ぜひお立ち寄りください!!

社会福祉法人 旭生会
定期巡回サービス つむぎ

定期巡回サービス つむぎが令和7年4月1日にスタートしました。一人一人の生活に寄り添い、大切な絆を紡ぎ続けていく事業所でありたいと思います。



日中・夜間、介護職員や看護師が利用者様のお宅を訪問させていただいて提供するサービスです

- ・月の支払いが定額制
- ・24時間 365日対応、短時間のご利用でも可能

「自分の家で生活したいけれど、1人での生活は不安」
「家族だけで介護していくには負担が大きく限界がある・・・」
このような思いに対し、定期的に訪問し、何かあった時に駆けつけサポートするサービスが定期巡回サービスです。住み慣れたご自宅での生活を、不安なく過ごせるよう皆様の生活をサポートいたします。



(お問い合わせ先)

社会福祉法人 旭生会

定期巡回サービス つむぎ

鹿児島市上福元町5880-1-202
TEL : 099-821-6310 FAX : 099-821-6311

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ「わたしのおすすめ!」を紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



テーマ：「小さな旅に出ること」

私のおすすめは、カメラを持って小さな旅に出ることです。

私は昔から何でも写真に撮る癖があります。

花や空、動物だけではなく、地面や天井に至るまで、対象は様々です。

そんな私は数年前にフィルムカメラを購入しました。"写ルンです"のような使い捨てではなく、自分でフィルムを装填し、最後には巻き戻すカメラです。

カメラを片手に街を歩くと、新しい発見ができます。歴史を感じる小さな本屋、落書きされた看板、見上げれば提灯が連なっていること、豚とろの扉の取手が豚の鼻になっていること…。いつもの街でもファインダー越しに見てみるとそこには知らない世界が広がっています。更にフィルムカメラは現像す

今月の担当：経営支援部 奥山 叶子

るまでどんな写真が撮れているのかは分かりません。現像してみると、ファインダー越しの景色とはまた違った世界が広がっていたりするので。

写真は全て天文館で撮ったものですが、なんだか知らない街のようで見返す度にとてもワクワクします。

デジタルカメでもフィルムカメラでもスマートフォンでも構いません。是非皆さんもカメラを片手に、視線を低くしたり、はたまた思い切り上にあげてみたりしながら、小さな旅に出てみるのもオススメです。





春分を過ぎて3月末を迎え、決算業務に勤しんでいるうちにいつの間にか日脚が伸びてきて、一年で一番昼の長い夏至の月を迎えました。

五月のうちに梅雨入りもして、あちこちの軒先にはツバメが出入りしています。

巷では米騒動が続いていて、田植え時期を迎えて、例年以上に秋の実りの期待を背負って田んぼは水を満々とたたえています。

仕事柄、郊外を車で移動することが多く、道すがら季節の移り変わりを楽しんでいるのですが、枇杷のやさしい黄色が緑の葉陰に実っているのをよくみかけます。

今年は<当たり年>ともきいていて、庭に成った枇杷をお福分けしていただきました。

よく熟れた皮をつるりとむいてみずみずしい実をかじると、蒸し暑くなってきた季節のうっとうしさをはらう甘さとほのかな酸味であっという間に食べおわり、後にごろごろとした種が残りました。

我が家では果物の種を戯れ半分で土に埋めてみることもあり、まれに芽が出て葉がでてきます。その後大きく育つのは難しいのですが、楽しいものです。

枇杷は、食べ終わった種を庭に捨てて置いたら芽が出た、という話をよくききます。風土にあっているのかもしれないので、試しに撒いてみようかなと思っています。

とはいえ、仮に芽吹いて根付いたとしても実がなるのは相当先の話です。

「桃栗三年柿八年」と果物の実がなるまでの年数を数える慣用句があります。この後に続く言葉はバリエーションが豊富ですが、その中に「枇杷は九年でなりかねる」というものや「枇杷ははやくて13年」などというものがあって、少なくとも十年は気長に待たなければならないようです。

事業計画を立てる際、3～5年の中期計画、10年後を見据えた長期計画を視野にいれますが、今から10年前に現在の状況を予見できたかということを考えると、10年先を見通すのは難しいことです。

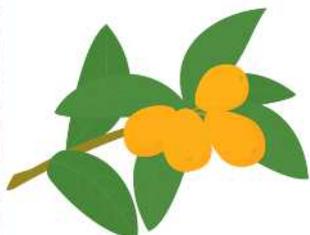
どんな時代でも変わらない価値は何か、もっとも重要な目的は何かという芯を強く持ってあとは柔軟に対処していくしかないのでしょうか。

さて、枇杷の実というと童謡でもおなじみです。

「ゆりかごのうた（北原白秋）」の「ゆりかごのうえに びわのみがゆれるよ ねんねこねんねこねんねこよ」や「びわ（まどみちお）」の「びわはやさしい木の実だからだっこしあつてうれている」などが有名です。

この柔らかくどこまでもやさしいイメージの一方で、十年かけて育ちあがる粘り強さと果汁が服についたらちょっとやさっと洗っただけでは落ちないアクの強さも隠しています。

何かと厳しい時代ですが、枇杷のように強く優しくありたいものです。



親ツバメ果敢カラスを撃退す

美恵野

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

今年は例年よりかなり早い梅雨入りとなりました。寒暖差が激しく、着るもの選択が難しい毎日です。温度差が激しい季節の変わり目は、自律神経のバランスを崩しやすく、体調不良の原因となります。最高気温が高くても雨の日や朝夕はグッと冷え込んで肌寒く感じることもあります。長袖や薄手の羽織を準備して、体温調節をしっかりとしていきましょう。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 畠中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

